

静岡県立大学短期大学部防災委員会細則

平成 19 年 12 月 7 日 細則第 35 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 静岡県立短期大学部(以下「本学」という。)における防災体制の充実を図るとともに、本学の知的資源や施設を活用して地域の防災力向上を図るため、静岡県立大学短期大学部教授会規程(平成 19 年 4 月 1 日 規程第 100 号)第 9 条の規定に基づく専門委員会として、静岡県立大学短期大学部防災委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 防災訓練の企画、立案、実施に関すること。
- (2) 防災マニュアルの作成及び防災講座の開催に関すること。
- (3) 災害時に本学が果たす役割の研究に関すること。
- (4) 地域及び各防災機関との連携、協力に関すること。
- (5) 突発的事態に関する危機管理体制の構築に関すること。
- (6) 県立大学の防災所掌機関との連携、協力に関すること。
- (7) 中期計画該当課題の企画、立案、実施に関すること
- (8) 本学防火管理委員会との連携、協力その他本学の防災に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学科及び一般教育等の教員群から各 1 名
- (2) 総務室長(防火管理者)
- (3) その他短期大学部長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の 3 分の 1 以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務室において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。